

一般廃棄物処理業許可証

第30-5号許可

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2
有限会社 タナベ
氏 名 代表取締役 田邊 宏 様

平成30年8月23日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の種類	収集運搬・処分の別	収集運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		平成30年9月21日から 平成32年9月20日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		新得町の一般廃棄物の処理区域内に限る。
許可の条件	収集した廃棄物の搬入場所	新得町一般廃棄物中間処理施設
	そ の 他	一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 各種関連法規を遵守すること。

平成30年8月29日

新得町長 浜田 正 利

